

令和 8 年 第 4 回 博 多 区 選 挙 管 理 委 員 会

令和 8 年 2 月 5 日

議 題

議案第 25 号 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について

議案第 26 号 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

議案第 27 号 選挙人名簿の登録を行う日について

議案第25号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、博多区開票区において候補者届出政党又は候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和8年2月5日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項の規定による。

議案第26号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、博多区開票区において衆議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和8年2月5日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項の規定による。

議案第27号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和8年3月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和8年2月5日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

登録を行う日

令和8年3月2日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

(注) 選挙人名簿の定時登録に際して登録月の1日が地方公共団体の休日である場合に、登録日を直後の休日以外の日に定める場合に提出する。ただし、登録月の1日が選挙期日の公示又は告示日から選挙期日の前日までの間にあるときは、1日が休日の場合であっても、1日に登録を行わなければならない(その際の年齢基準日は選挙期日現在となる。)